

平成21年度高知県公立学校教職員人事異動公募制度（試行）実施要領

高知県教育委員会事務局教育政策課

1 趣旨

この要領は、高知県公立学校教職員人事異動公募制度（以下「公募制度」という。）に関し、必要な事項を定める。

2 目的

公募制度は、以下の目的を達成するために人事異動の一環として実施する。

- (1) 特色ある学校づくりなどの取組に必要な人材の確保を支援する。
- (2) 人事異動の活性化を促進する。
- (3) 適材適所の配置を推進する。

3 内容

公募制度を実施する学校（以下「実施校」という。）は、学校経営上必要とする能力等を有する教職員を公募する。

県立学校及び市町村（学校組合）立小中学校（以下「市町村立小中学校」という。）の教職員は、希望する実施校1校に応募することができる。

実施校の校長は、応募者から選考により候補者を決定し、県立学校にあつては直接、市町村立小中学校にあつては所管する市町村（学校組合）教育委員会（以下「市町村教育委員会」という。）を経由して、県教育委員会に具申する。

県教育委員会は、具申のあつた候補者の実施校への配置に努める。

4 実施校

- (1) 実施校の決定（試行であることから、下記のとおり取り扱う。）

ア 県立学校で本制度の実施を希望する校長は、申請書（別紙様式1）及び学校経営計画書（別紙様式2）を県教育委員会に提出する。

イ 市町村立小中学校で本制度の実施を希望する校長は、申請書（別紙様式1）及び学校経営計画書（別紙様式2）を市町村教育委員会に提出する。市町村教育委員会は、提出された申請書と学校経営計画書を添えて県教育委員会に推薦する。

ウ 県教育委員会は、アの申請書等の提出のあつた県立学校及びイの市町村教育委員会から推薦のあつた市町村立学校を実施校とする。

ただし、特別の状況が生じた場合は、県教育委員会の判断により、上記の学校であっても実施校としないことができる。

- (2) 県教育委員会は、実施校の学校経営計画書を県教育委員会事務局教育政策課のホームページに掲載する。
- (3) 実施校1校が公募できる教職員数は、2名程度とする。
- (4) 応募しようとする教職員（以下「希望教職員」という。）は、実施校の中から1校を選択し、人事異動調書に希望の意志を示し現任校の校長に提出する。
- (5) 県教育委員会は、人事異動調書に記載されている希望をとりまとめて一覧表を作成し、実施校の校長及び所管する教育長に通知する。

5 希望教職員

- (1) 以下の全ての条件を満たす者は、現任校の校長に希望調書を提出することができる。

ただし、管理職登用審査受審者、長期研修中の者及び休職者等（休職者、育児休業者、産前産

後休暇又は病気休暇中の者等をいう。)を除く。

ア 現に県立学校、市町村立小中学校に勤務する教職員(教諭、助教諭、養護教諭、栄養教諭、講師(実習助手から任用された者)、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員、学校栄養職員、技術職員及び技能職員(県立学校勤務者に限る。)をいう。)であること。

イ 現任校における在任期間(年度末時点)が3年以上の教職員であること。

ウ 採用後10年を経過した教職員(年度末時点で、教諭・養護教諭にあつては10年経験者研修終了者、その他の職種にあつては実勤務年数が10年に達する者)であること。

(2) 希望教職員は、現在勤務する学校種や課程にかかわらず、実施校の中から1校を選んで人事異動調書により希望することができる。

ただし、教諭及び講師については、実施校の校種・相当教科の普通免許状を有しなければならない。

(3) 過去10年間に勤務した学校への希望は、人事異動の活性化等の観点から認めない。ただし、農業及び工業の専門教科の教諭並びに講師についてはこの限りでない。

6 選考方法

(1) 実施校の校長は、あらかじめ定めた選考方針に基づき、県立学校については県教育委員会事務局高等学校課長又は特別支援教育課長と、市町村立小中学校については所管する教育長と、選考を行い、必要に応じて作文の提出や、面接審査を行うものとする。

この場合において、希望教職員は面接審査を受審する際は、必ず現任校の校長の許可を得なければならない。

(2) 実施校の校長は、選考結果を具申書(別紙様式3)にて県教育委員会に具申する。このとき、県立学校は直接、市町村立小中学校は市町村教育委員会を通じて、県教育委員会へ提出する。

(3) 県教育委員会は、選考結果を尊重して定期人事異動を行うものとする。なお、決定通知は定期人事異動の発表をもって代える。

7 留意事項

(1) 実施校の校長及び希望教職員は、本制度の趣旨を尊重し、公正な運用に努めること。

(2) 教職員が人事異動調書により希望の意志を示しても、現任校からの転出が確定されるものではない。

(3) 公募制度は、定期人事異動の一部であり、希望教職員も通常の人事異動の対象である。

(4) 本制度により転任した教職員は、5年を経過しなければ、再度、本制度の希望調書を提出することはできない。

8 その他

この要領に定める取扱いにより難しい事情がある場合、県立学校長又は市町村教育委員会は県教育委員会事務局教育政策課長に協議を行うものとする。

附則 この要領は、通知の日から施行する。